

(3) 商店街高度化支援事業

【事業概要】

商店街が、経営の合理化、高度化を図るために、アーケードやカラー舗装、コミュニティ施設、共同店舗、お客様用駐車場などの共同施設を設置する場合に、その計画に関する助言・診断及び設置経費の一部を助成します。

※上記以外のハード整備について、計画や意向がある場合、所管課や支援施策等についてご相談に応じますので、地域産業支援課 商店街係（TEL：441-3303）にご相談ください。

【支援内容】

- 計画に関する助言・診断
 - ▽当該計画に関する事業の専門家（中小企業診断士等）の派遣
 - 施設整備に関する経費の一部助成
 - ▽公共の利便性を図る施設 限度額：4,000万円 助成率：対象経費の20%以下
 - ▽その他の施設 限度額：2,000万円 助成率：対象経費の10%以下
- ※注意：国の高度化資金、市の制度融資等の融資を活用する場合は、事前に高度化診断を受けていただくことになります。

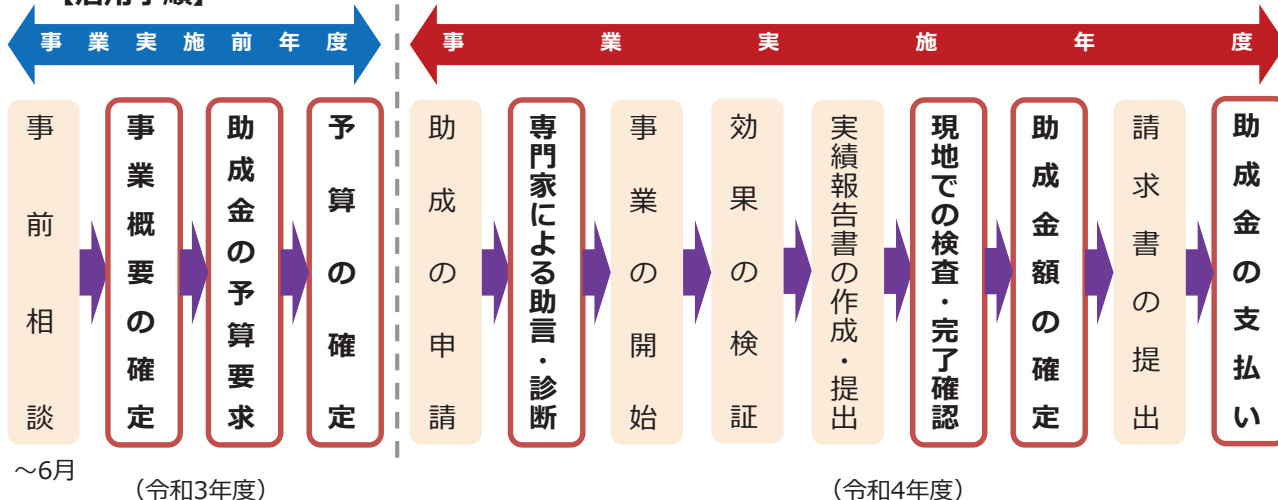
【募集時期】

- 事業実施の前年度の6月末までに計画について地域産業支援課 商店街係に要相談（TEL：441-3303）

【募集方法】

- 随時募集
ただし、上記募集期間までに面談にて事前打ち合わせを実施し、適用する事業に限り次年度に予算化を実施

【活用手順】



アーケード



街路灯



防犯カメラ